

令和3年8月23日  
定員: 45名

労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条により実施が義務付けられている特別の教育です。

# 「特定粉じん作業従事者特別教育」

を開催します。

対象者 特定粉じん作業に係る業務に常時従事する労働者

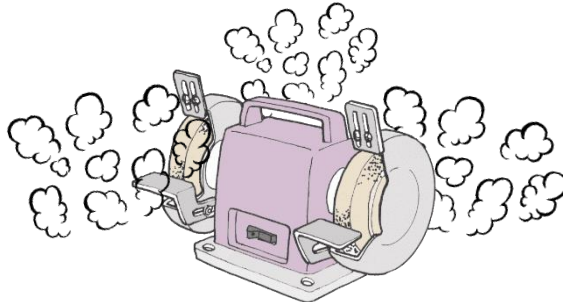
受講料 9,000円(非会員)  
(1名分) 7,000円(鳥取県労働基準協会会員)  
受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

特定粉じん作業というのは、例えば、屋内のショットブラスト設置場所における作業や定置式グラインダーでの作業が行われる場所における作業など、粉じん障害防止規則の別表第1と第2によって示されています。

研修日時 令和3年8月23日(月)  
8時50分から14時30分  
研修時間(学科4時間30分)

研修場所 鳥取県労働基準協会会館(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込の締切日  
及び受講料支払期限  
令和3年8月16日(月)



## お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和3年8月16日(月)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)を超える場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 特別教育終了後に事業所へは「特別教育等受講者記録」を、受講者には「特別教育修了証」を交付します。
- ③ 受講申込み後は、令和3年8月16日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合は右地図の「P1」、「P2」の駐車場)をご利用ください。



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者はマスクを持参、着用してください。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。受講受付時に検温を行いますのでご協力をお願いいたします。なお、その際発熱等が認められる場合は受講をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

# 特定粉じん作業従事者特別教育 受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しください。

令和3年8月23日 開催

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	鳥取県労働基準協会 会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 非会員事業場 ・ 基準協会員事業場

受講者数 ( 名 ) 受講料計 ( 円 )

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に ( 振込み ・ 持参 ) します。  
受講料お支払期限は、令和3年8月16日 (月) です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204  
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和3年 月 日

郵便番号  
所在地  
事業場  
名 称 ⑩  
( 業種 : )  
( TEL )

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿  
(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)